

湖沼水質保全計画及びその調査審議に係る法律条文

○湖沼水質保全特別措置法（抜粋）

（湖沼水質保全計画）

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」と言う。）を定めなければならない。

2 （略）

3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼水質保全計画の計画期間

二 湖沼の水質の保全に関する方針

三 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。

四 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。

4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画を定められる事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び環境大臣に協議しなければならない。

6 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、公害対策会議の意見を聴かななければならない。

7 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係四市町村長に送付しなければならない。

8 （略）

○水質汚濁防止法（抜粋）

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

○環境基本法（抜粋）

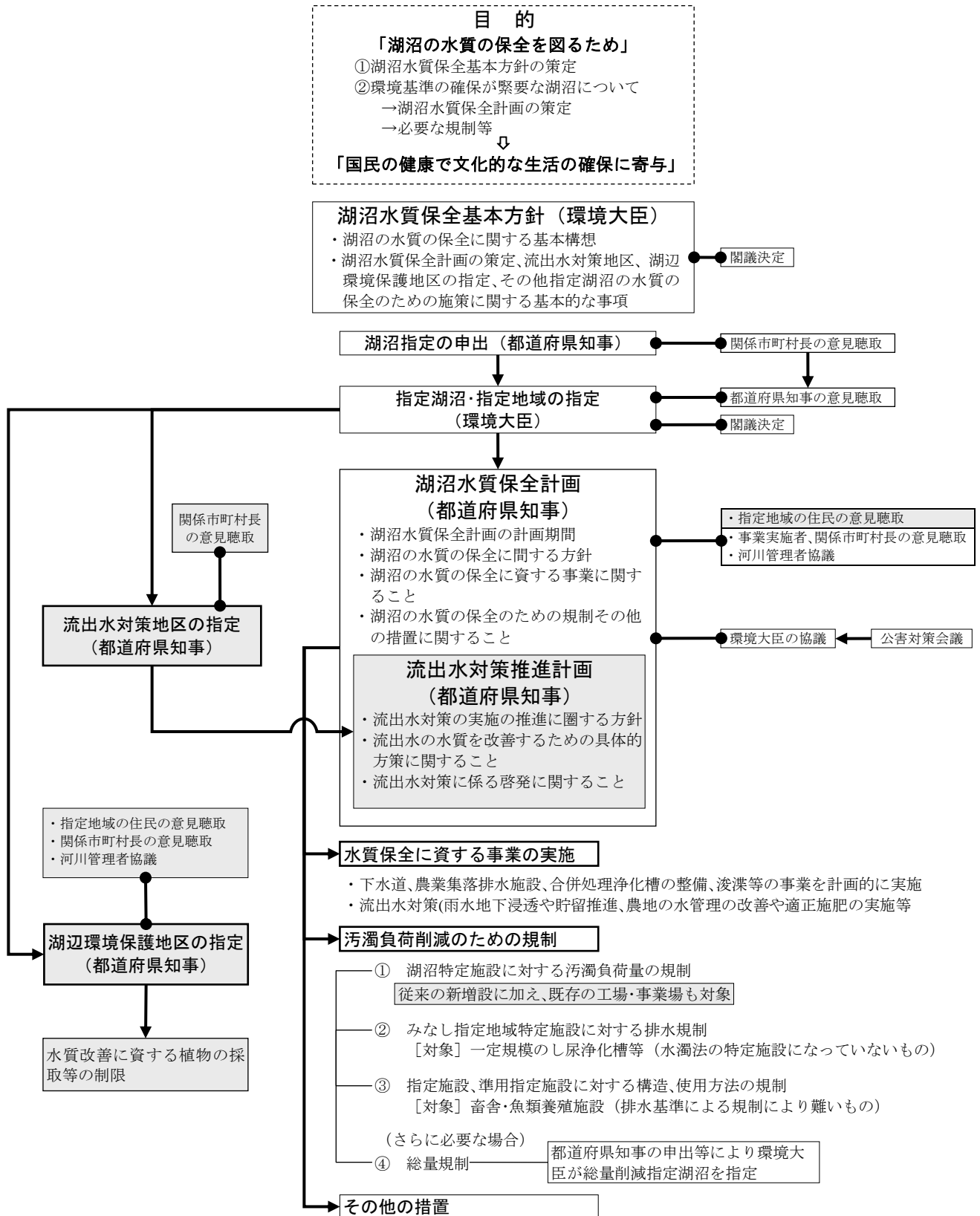
（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制その他の合議制の機関）

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）と湖沼水質保全計画

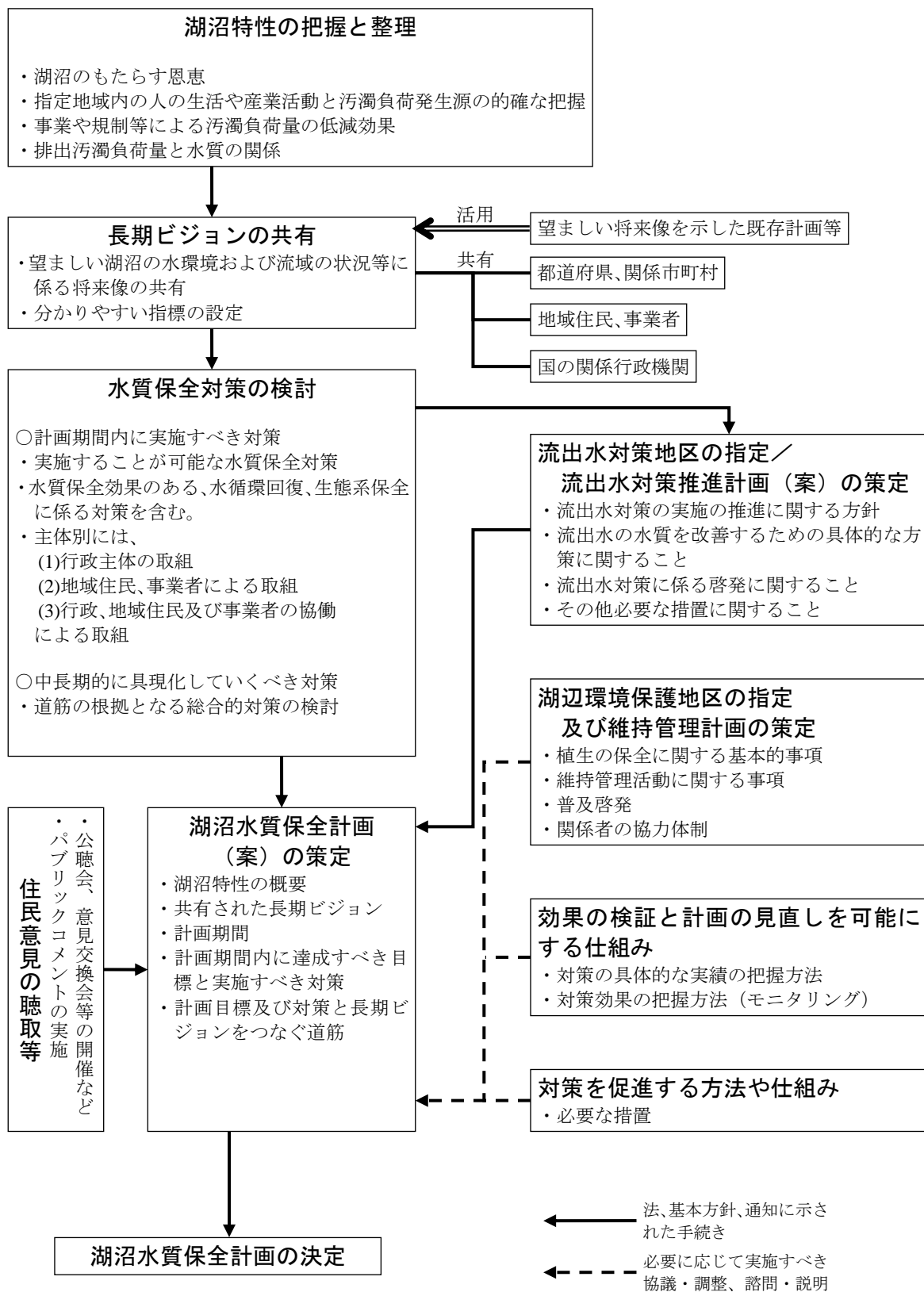
《湖沼水質保全特別措置法の体系》



(注) 網かけ部は平成 17 年法改正による主な改正内容

●●● 法、基本方針、通知に示された手続き

《湖沼水質保全計画の策定フロー》



流出水対策地区制度の概要

1 概要

湖沼の一層の水質保全を図るため、平成 17 年 6 月に成立した改正湖沼水質保全特別措置法において、農地や市街地等（いわゆる非特定汚染源）からの流出水による汚濁負荷への対応が必要な地区を指定し、重点的に対策を進める制度。

2 湖沼水質保全特別措置法関係規定の要旨

（流出水対策地区の指定）

第 25 条 知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために流出水の水質の改善に資する対策の実施を推進する必要があると認める地区を、流出水対策地区として指定地域内に指定することができる。

（流出水対策推進計画の策定）

第 26 条 知事は、流出水対策地区を指定したときは、湖沼水質保全計画において、流出水対策を推進するための計画を定めなければならない。

- 計画は、
- ・ 対策の実施の推進に関する方針
 - ・ 流出水の水質改善の具体的方策
 - ・ 啓発に関する事、その他必要な措置 を定める。

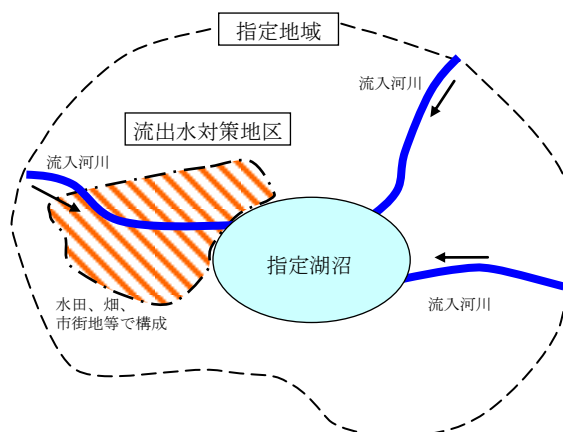
（住民の理解を深める等のための措置）

第 27 条 県は、流出水対策推進計画の意義に関する住民理解を深めるとともに、計画の実施に関する流出水対策地区内の住民の協力を得るよう努める。

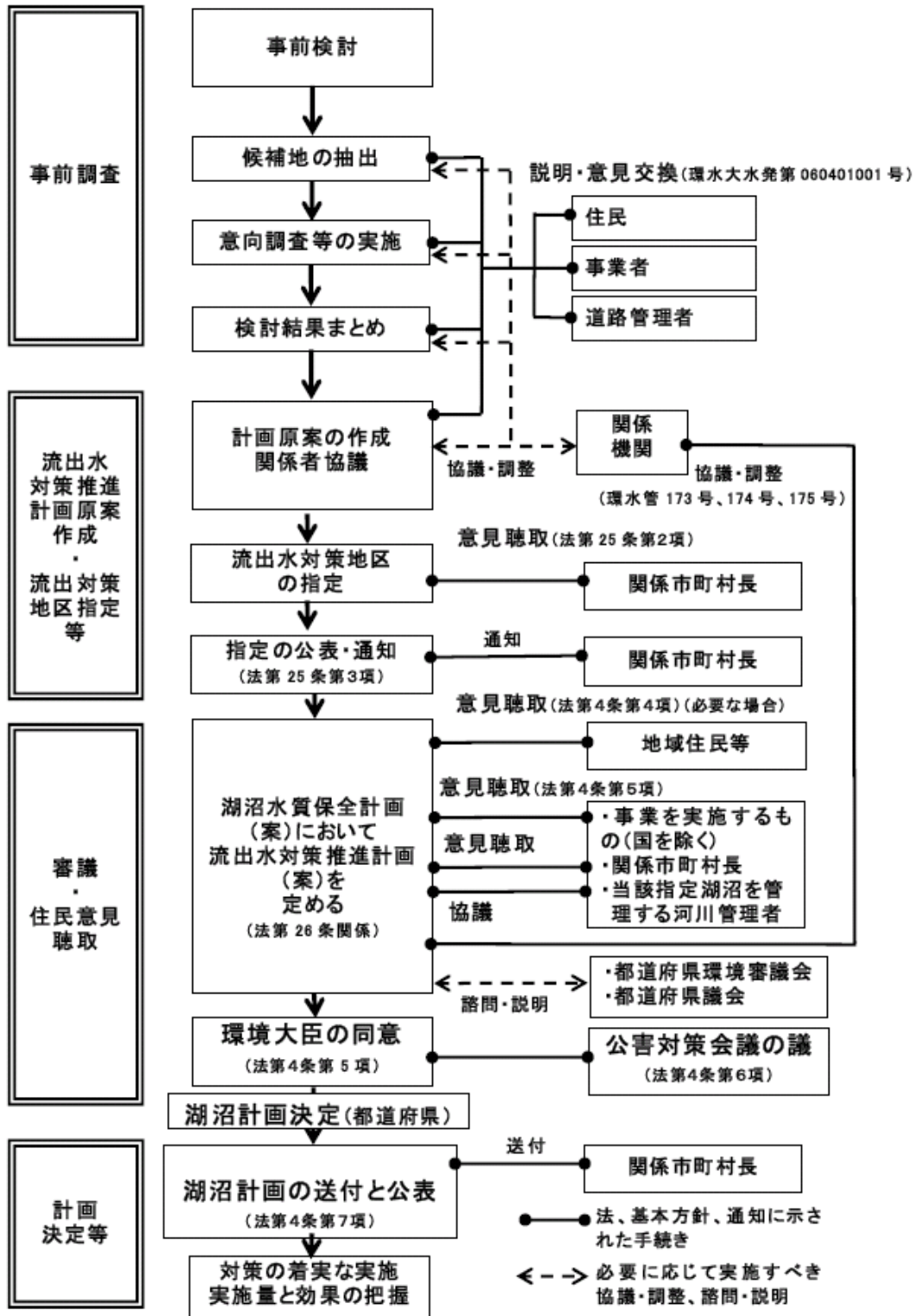
（指導等）

第 28 条 知事は、流出水対策推進計画を実施するため特に必要があると認めるときは、流出水対策地区内の土地であって、流出水の汚濁の原因となる物が著しく発生していると認められるものの所有者、管理者または占有者に対し、対策を実施するよう必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

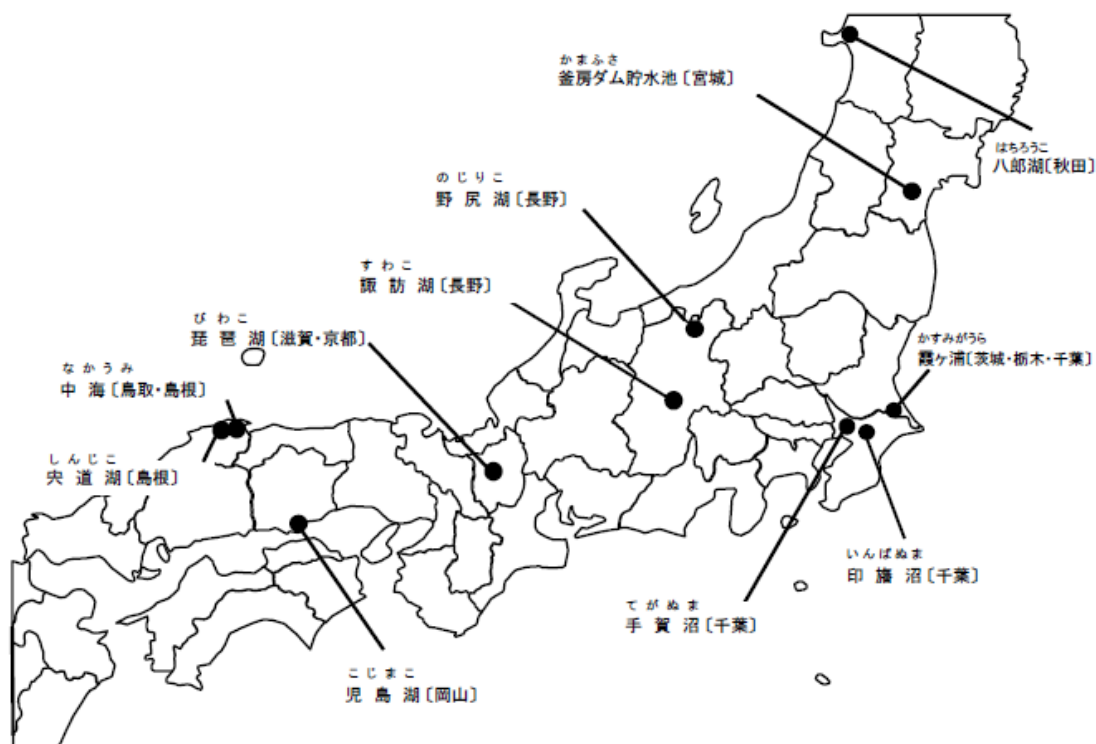
《流出水対策地区の概念図》



《流出水対策推進計画策定フロー図》



湖沼水質保全特別措置法に基づく 11 指定湖沼位置図



湖沼水質保全計画策定状況一覧 (平成25年度現在)

湖沼名	計 画 時 期 (年度)																																									
	昭 和		平 成																																							
	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33						
霧ヶ浦 印旛沼 手賀沼 琵琶湖 児島湖	← 第1期 →		← 第2期 →		← 第3期 →		← 第4期 →		← 第5期 →		← 第6期 →																															
釜房ダム貯水池	← 第1期 →		← 第2期 →		← 第3期 →		← 第4期 →		← 第5期 →		← 第6期 →																															
諏訪湖	← 第1期 →		← 第2期 →		← 第3期 →		← 第4期 →		← 第5期 →		← 第6期 →																															
中海 宍道湖	← 第1期 →		← 第2期 →		← 第3期 →		← 第4期 →		← 第5期 →		← 第6期 →																															
野尻湖	← 第1期 →		← 第2期 →		← 第3期 →		← 第4期 →		← 第5期 →		← 第6期 →																															
八郎湖	← 第1期 →		← 第2期 →																																							

指定湖沼の水質状況の推移 (COD)

(単位 mg/L)

湖沼	年度	類型	地点数	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
釜房ダム	A A	1	2.6	2.7	2.7	2.6	2.2	2.3	2.5	2.6	2.5	2.4	
			2.3	2.5	2.3	2.1	2.0	2.1	2.3	2.5	2.4	2.2	
八郎湖	A	3	11	13	12	12	9.5	10	8.8	9.7	10	12	
			7.3	7.1	7.5	8.8	7.5	6.8	6.8	7.5	7.2	8.5	
霞ヶ浦	A	4	8.6	9.0	8.9	9.3	9.7	9.8	10	10	10	9.0	8.3
			7.5	7.8	7.6	8.2	8.5	8.4	9.3	8.2	8.1	7.5	
			8.5	9.3	8.1	9.4	9.8	10	11	12	9.1	9.2	
印旛沼	A	1	7.7	8.0	7.9	8.9	9.6	9.7	9.7	10	9.2	8.3	
			7.2	7.7	7.4	8.1	8.8	8.7	9.3	9.2	8.5	8.0	
手賀沼	B	1	11	10	9.6	10	12	9.6	9.8	10	13	12	
諏訪湖	A	3	8.6	9.4	8.1	8.6	11	8.5	8.6	8.9	11	11	
			9.8	10	9.3	9.6	9.7	9.1	10	9.6	10	11	
野尻湖	A A	2	6.0	6.2	7.3	7.4	6.2	6.8	6.0	6.7	4.9	6.7	
			4.9	5.3	5.7	5.5	5.1	5.3	4.8	4.5	4.0	4.9	
琵琶湖	A A	4	1.7	1.9	1.7	1.8	2.0	2.3	2.4	2.2	2.2	2.3	
			1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.9	2.1	1.9	1.9	2.0	
中海	A	12	2.8	2.7	3.0	2.5	2.9	3.0	2.9	2.9	2.8	2.8	
			2.5	2.5	2.6	2.4	2.6	2.7	2.7	2.6	2.5	2.6	
尖道湖	A A	4	4.0	4.2	4.2	3.7	4.3	4.3	4.7	5.0	4.5	5.3	
			3.1	3.1	3.2	2.9	3.4	3.5	3.5	3.7	3.3	3.7	
児島湖	B	2	5.2	7.3	5.3	5.9	5.6	6.0	5.9	5.3	5.4	5.4	
			4.1	4.8	4.2	4.5	4.5	4.4	4.1	3.8	3.4	3.6	
指定湖沼全体	A	5	5.1	5.4	4.9	4.8	6.2	6.1	5.5	5.9	6.1	6.5	
			4.5	4.8	4.5	4.3	5.4	5.4	4.8	5.1	5.1	5.3	
児島湖	B	2	9.1	9.0	8.3	8.0	7.9	8.1	7.5	8.0	7.8	7.7	
			8.1	7.7	7.5	7.4	7.0	7.3	7.1	7.6	7.6	6.9	
指定湖沼全体		46	5.4	5.7	5.4	5.5	6.0	5.8	6.0	6.0	5.9	6.0	

- 注： 1) 上段はCOD75%値、下段はCOD年間平均値である。
 2) 75%値は各環境基準点の75%値のうちの最高値、年間平均値は各環境基準点の年間平均値の全地点平均値を記載した。
 3) 指定湖沼全体の平均値は、指定湖沼毎（平成19年度までは八郎湖を除く、平成20年度からは含む）の平均値を平均化して求めた。
 4) 地点数は、平成24年度の各湖沼における環境基準点の測定地点数を記載した。
 5) 八郎湖は平成19年12月に指定湖沼に指定された。

指定湖沼の水質状況の推移 (COD 年間平均値)

